外来腫瘍化学療法診療料に係る掲示事項について

当院は外来腫瘍化学療法管理料１の届け出を行うにあたり以下の体制を整備しています。

〇専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時１人以上配置され、本診療料算定している患者から電話等による緊急の相談等に２４時間対応できる連絡体制が整備されています。

〇急変時等緊急時に当該患者が入院できる体制

〇実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

北海道がんセンター院長